

春風秋雨相

江利川毅 県立大理事長



総理官邸に勤務すると、皇居に関わる仕事に携わることがある。私は首席内閣参事官として橋本総理、小淵総理、森総理の下で仕事をしたが、その時のことを紹介したい。

■親任式

憲法第67条は「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する」と規定している。衆院議員総選挙の後召集される国会で、あるいは内閣が総辞職したときに、国会の議決で総理大臣が指名される。

憲法第6条「天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する」の規定により、天皇陛下が総理大臣を任命する親任式は皇居の宮殿「松の間」で行われる。天皇陛下が松の間の中

「松の間」の重み

中央にお立ちになり、左斜め前に前内閣総理大臣が待立し、その横に官記（任命書）を前総理に渡す職員が立ち、さらにその横に衆参議長が立たれる。

宮内庁の編集による「天皇陛下御即位十年記念記録集」と副題のついた「道」という本がある。その3ページ目に小淵総理の親任式の写真が載っている。余談であるが、父が地元・行田市の川島書店でこの本を手に取り、私が載っているこの写真を列挙している。

なお、森総理の親任式は、小淵前総理が病に伏されていた

で就任の記者会見をした後、モーニングに着替えて再度総理官邸に参集し、皇居に向かわれる。憲法第7条は「天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ」として10の国事行為を列挙している。

その第5号「国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免（中略）を認証すること」の規定により、国務大臣の認証式が

勤務した。当時、厚生労働省は年金記録問題やC型肝炎訴訟などで大揺れに揺れていた。思いがけないことに、時の厚生労働大臣や内閣官房長官から厚生労働事務次官の就任を強く要請され、再度国家公務員となった。

2年後、課題の処理にめどをつけ厚生労働事務次官を辞し、当時の丸木理事長の「厚意」により、埼玉医科大学特任教授に就任した。その1カ月後に当時の

皇居に関わる思い出

新内閣総理大臣は入室して天皇陛下に最敬礼し、任命する旨のお言葉を賜り、前内閣総理大臣から官記を受け、天皇陛下に最敬礼し退室する。大変厳かな儀式である。この官記を渡す職員が首席内閣参事官で、私もモーニングを着て、小淵総理の親任式、森総理の親任式でその役を果たした。

■認証式

憲法第68条「内閣総理大臣は、国務大臣を任命する」の規定に基づき、組閣が行われる。大臣渡す役を行った。

■人事院総裁

私は内閣府事務次官を務めて退官し、民間のシンクタンクに

宮殿「松の間」で行われる。国務大臣が一人ずつ入室し、親任式と同様に進められる（前総理の位置に現総理が立たれ、衆参議長の列席はない）。首席内閣参事官たる私が、総理に官記を渡す役を行った。

人事院は3人の人事官で構成され、人事官は国会の同意を得て任命される。人事官は憲法第7条第5号の「法律の定めるその他の官吏」に該当し、認証式が行われる。人事院総裁任命を急ぐ内閣側の事情があり、天皇

陛下は御即位二十年記念行事で関西に行幸されていたので、国会の同意を得た後すぐ京都に向かい、午後6時すぎに京都大宮御所で認証式が行われた。

ただちに東京に戻り、午後10時半ごろ、最高裁判所に行き竹崎最高裁長官の面前で宣誓書に署名し、その後最高裁の部屋をお借りして人事院職員と明日の国会答弁の打ち合わせをして帰宅した。翌日午前8時に官邸に行つて、鳩山内閣総理大臣から人事院総裁に任命する内閣辞令をいただき、午前9時から国会の委員会に出席し国会答弁に対応した。

（次回は6月19日付）